

投薬時における薬剤の容器について

- 外用薬(軟膏等)や内服薬(小児用シロップ剤)等の容器については、原則として保険薬局・保険医療機関から患者へ貸与することとなっている。また、患者の希望により実費負担で容器を交付することができるが、患者が当該容器を返還した場合は、容器代を返還する必要があることが規定されている。
- 一方、感染症流行の状況等もあり、衛生上の理由等で再利用は実施されていないのが現状である。

<薬剤料> 一部抜粋

※医科診療報酬点数表第2章第5部投薬にも同様の規定あり

区分20 使用薬剤料

(1) 投薬時における薬剤の容器は、原則として保険薬局から患者へ貸与する。ただし、患者が希望する場合には、患者から実費を徴収して容器を交付しても差し支えないが、**患者が当該容器を返還した場合は、当該容器本体部が再使用できるものについては当該実費を返還する。**

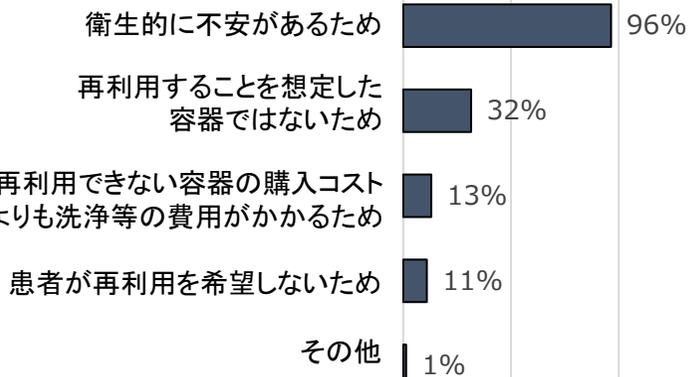
なお、患者に直接投薬する目的で製品化されている薬剤入りチューブ及び薬剤入り使い捨て容器のように再使用できない薬剤の容器については、患者に容器代金を負担させることはできない。

■ 当該容器を再利用しますか(n=381)



■ 再利用しない理由

(n=381)



■ 使用後に薬局へ返還された外用薬(軟膏)の容器の例



■ 薬局で使用している投薬容器(個包装で単回使用が前提の製品等)



調剤についての課題

(調剤基本料)

- ・調剤基本料1を算定する薬局の割合は年々減少しており、令和4年度改定により新設された基本料3ハの割合が15.3%になったことに伴い、基本料1は70.3%まで低下した。
- ・集中度が高いほど、月あたりの処方箋受付回数が少ないほど、医薬品の備蓄品目数が少なくなる傾向にあり、特に処方箋集中度95%以上では備蓄品が少ない。
- ・令和4年改定後の損益率は薬局の立地別では医療モール内、病院敷地内の薬局、基本料別では特別調剤基本料を算定する薬局において増加していた。
- ・処方箋集中度70%未満かつ処方箋受付回数4,000回以上の薬局の損益率及び損益差額が高い傾向にあった。
- ・特別調剤基本料は、特に300店舗以上のグループにおいて特別調剤基本料を算定する薬局が増加している。また、特定機能病院では31.4%で敷地内薬局を有しているほか、大学病院等の特定の病院においては、特定の300店舗以上のグループに属する薬局が多くを占めていた。
- ・医療機関の敷地内薬局の公募状況、建物の構造の関係等から、このような状況がさらに進んでいくと、医療機関と薬局との間の独立した関係性に影響を与えかねない。

(地域支援体制加算)

- ・地域支援体制加算を届出ている薬局のうち、特に重複投薬・相互作用等防止加算等の実績、服用薬剤調整支援料、麻薬の調剤等の実績要件については、加算1～4によって各算定状況の違いが認められた。
- ・地域支援体制加算を算定する薬局においては、医療用医薬品の備蓄品目数が多い傾向があるほか、抗原検査キットの取扱い、緊急避妊薬の取扱い等の地域における取組が多く実施されていた。薬局として対応すべきOTCの備蓄は、加算の有無にかかわらず、薬局によって備蓄品目数に差があった。

(その他の個別事項)

- ・特に充実した服薬指導が必要と考える場面として、新規処方時、処方の変更時などが多く挙げられており、服薬指導を一律に行うのではなく、患者の状況や処方に変化があるタイミングで特に充実した服薬指導が必要と考えられている。
- ・特に充実した服薬指導が必要な場面での患者への説明は、リスク管理計画(RMP)に基づく患者向け資材の利用が31.7%であった。
- ・RMPに基づく患者向け情報資材を活用することで、患者の安全性を確保する行動につながっている。
- ・1日の薬剤服用歴の記録には多くの時間を割いており、特に初めて来局した患者への対応時や新規処方・処方変更があった患者に対応した場合には、記載事項も多くなり記録に要する時間が増えていた。
- ・記録の簡略化など、薬剤服用歴の記録に係る負担軽減のための取組を50.5%の薬局で実施していたが、診療報酬算定にあたり薬剤服用歴への記載や関連文書の添付を求める事項が多くある。
- ・投薬時における薬剤の容器については、原則として保険薬局・保険医療機関から患者へ貸与することとなっており、患者の希望により実費負担で容器を交付することができるが、患者が容器を返却した場合には容器代を返還する必要がある。一方で、衛生上の理由等で再利用は実施されていない。

調剤についての論点

【調剤基本料】

- 薬局の同一グループの店舗数、立地別、処方箋受付回数・処方箋集中率の区分別の収益状況等を踏まえ、調剤基本料について、どのように考えるか。
- 保険医療機関の敷地内にあり、不動産の賃貸借等の関係にあるいわゆる敷地内薬局に関して、構造設備規制の見直しが行われた平成28年以降の開設状況、当該薬局の収益状況や収益構造のほか、医療機関における公募状況等の関係性やかかりつけ機能の実態等を踏まえ、診療報酬上の評価をどのように考えるか。

【地域支援体制加算】

- 調剤基本料1を算定する薬局、調剤基本料1以外を算定する薬局それぞれについて、地域への貢献をより推進する観点から、どのように考えるか。
- また、地域への貢献の観点から、薬局の地域での健康づくりの取組や認定薬局の認定状況等を踏まえ、地域支援体制加算のあり方についてどのように考えるか。

【その他の事項】

- 対人業務の推進・充実の観点から、処方の状況や患者の状態等に応じ、リスク管理計画に基づく患者向けの情報提供資材を活用するなど、メリハリを付けた服薬指導についてどのように考えるか。
- 調剤録に記載すべきとされている服薬指導等の記録について、調剤報酬上は服薬管理指導料における薬剤服用歴が該当するが、薬剤服用歴の記載事項が多く、薬剤師の負担になっていることを踏まえ、必要な情報を記録するという趣旨を維持する範囲内で記載を合理化することを含め、薬剤服用歴のあり方について、どのように考えるか。
- 患者から返却されることを想定した取扱いとされている薬剤の容器に関して、現状の利用実態等を踏まえ、取扱いを見直すことについて、どのように考えるか。